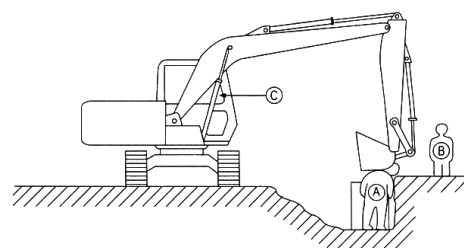


運転誤操作でドラグ・ショベルのバケットが激突

この災害は、道路の側溝新設工事現場において、雨水枥（以下枥という）をドラグ・ショベルでつり上げ、据え付ける作業中、当該ドラグ・ショベルのバケットが不意に動き、枥の高さ調整をするために近くにいた作業者に激突し、死亡したものである。



災害が発生した現場は、道路の側溝を新設する工事であり、これまでに人孔枥、ヒューム管を道路中央部に設置済みの状況で、当日は枥を 2 個設置することとしていた。

災害発生当日、当該工事に従事していたのは、A（被災者）、B、C の 3 名であった。

その作業分担は、会社の事務所で代表者（社長）により指示が出されており、A と B は枥の据付けに係るつり上げ、運搬のための玉掛け作業および設置高さの調整作業を行い、C はドラグ・ショベルの運転手を行うこととしていた。

3 名は次の手順で作業を進めていた。

- (1) 資材置き場に保管されている枥にワイヤーロープおよびベルトスリング（以下ロープ等という）を掛け、さらにこのロープ等をドラグ・ショベルのバケット背部のフックに玉掛けをして枥を横の状態にしてつり上げる。
- (2) 枥をつりながらドラグ・ショベルを設置場所近くまで走行させ、一度仮置きしたうえでロープ等を掛け替え、再びつり上げて横置きを直立させる。
- (3) この状態で、つり上げた枥を旋回して据付け位置まで移動し、その位置に下ろす。
- (4) 据付け位置に枥を下ろしたところで設置高さを測定し、不适当であれば再度つり上げて適当な高さにするよう処置をし、再び下ろして設置を完了する。

災害は（4）の段階で発生した。

2 個目の枥の据付け作業中、設置高さを調整するため、A と B は枥に掛けていたロープ等を持ち、ドラグ・ショベルのバケットが玉掛けしやすい位置にくるよう C に合図をしていた。

C は、合図に対して、玉掛けの状況を良く見ようとドラグ・ショベルの運転席で身を乗り出すように体を動かした。この時、体の一部がアーム操作のレバーに接触したため、急にバケットが移動して A に激突し、さらにバケットと地面の掘削面の間に挟まる形で A は被災した。

当該工事は、冬期中の作業で、C は防寒のため着膨れの状態であった。

また、C は車両系建設機械（整地・運搬・積込み用）運転技能講習を修了していたが、当現場で使用していた大型のドラグ・ショベルについては、資格取得後ほとんど運転した経験はなかった。

なお、当該現場においては、作業標準は作成されておらず、連絡合図等の方法についても特に定めていなかった。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグ・ショベルを用いて雨水桝のつり上げ作業（用途外使用）を行っていたこと。
- 2 車両系建設機械の可動範囲内に作業者を立ち入らせていたこと。
- 3 車両系建設機械を使用するにあたり、一定の合図等を定めていなかったこと。また、運転手においては、防寒のため着膨れ状態であったこと。

同種の災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 あらかじめ作業内容に応じて移動式クレーン等適切な機械の使用、作業者の配置等を定めた作業計画を作成し、周知すること。
- 2 荷等のつり上げ、運搬、据付け作業には移動式クレーンを使用し、車両系建設機械の用途外使用をしないこと。
- 3 車両系建設機械の可動範囲内に作業者を立ち入らせないこと。やむなく作業者を立ち入らせて作業を行うときは、誘導者を配置するとともに、一定の合図を定めて作業を行うこと。
- 4 安全作業標準を作成し、その周知と順守の徹底を図り、当該作業に係る危険および危険要因を具体的に示した安全教育を実施し、安全意識の向上を図ること。